

(表面)

次の場合は、手続きが必要です。速やかに会社へ申し出て下さい

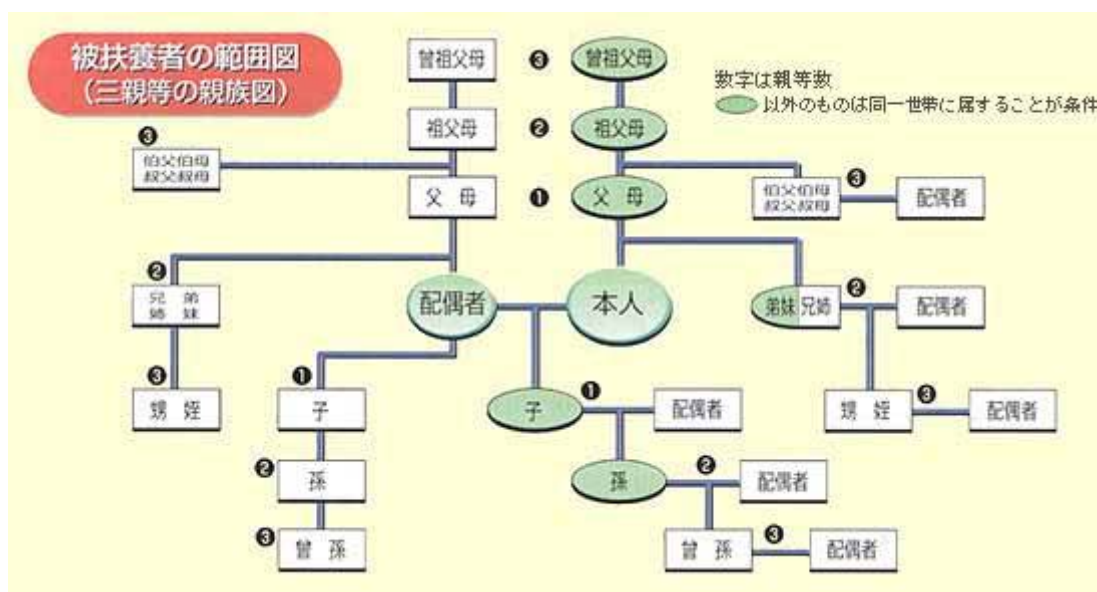
・被扶養者に増減が生じた ⇒ 被扶養者（異動）届が必要です

被扶養者でなくなる方が生じた場合は、その被扶養者であった方の健康保険証を返却して下さい。

<被扶養者とは？>

健康保険では、被保険者が病気になったり、けがをしたときや亡くなった場合、または、出産した場合に保険給付が行われますが、その被扶養者についての病気・けが・死亡・出産についても保険給付が行われます。この保険給付が行われる被扶養者の範囲は次のとおりです。（75歳以上で後期高齢者医療制度の対象となる方は除きます）

1. 被保険者の直系親族、配偶者（戸籍上の婚姻届がなくとも、事実上、婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている人 ※「主として被保険者に生計を維持されている」とは、被保険者の収入により、その人の暮らしが成り立っていることをいい、かならずしも、被保険者といっしょに生活をしていなくてもかまいません。
2. 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人 ※「同一の世帯」とは、同居して家計を共にしている状態をいいます。（生計維持とは被扶養者となるべき型の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合など要件があります）
 - ①被保険者の三親等以内の親族（1. に該当する人を除く）
 - ②被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 人の父母および子
 - ③ ②の配偶者が亡くなった後における父母および子



(裏面)

・健康保険証を紛失・破損してしまった ⇒ 健康保険証の再交付が必要です

健康保険証は医療にかかる場合に必要となるばかりではなく、さまざまな手続きの本人確認の際の証明証ともなりますので、速やかに再交付の手続きをとりましょう。

・結婚等で氏名が変わった ⇒ 健康保険と厚生年金、雇用保険の氏名変更届けが必要です

旧姓の健康保険証と雇用保険被保険者証を会社へ返却し、あたらしい氏名のものに交換しましょう。

・引っ越して住所が変わった ⇒ 厚生年金の住所変更届けが必要です

ねんきん定期便などの年金情報のお知らせが届かないなどの不都合・不便が生じないようにしましょう。

・年金手帳がなくなってしまった ⇒ 年金手帳再交付申請ができます

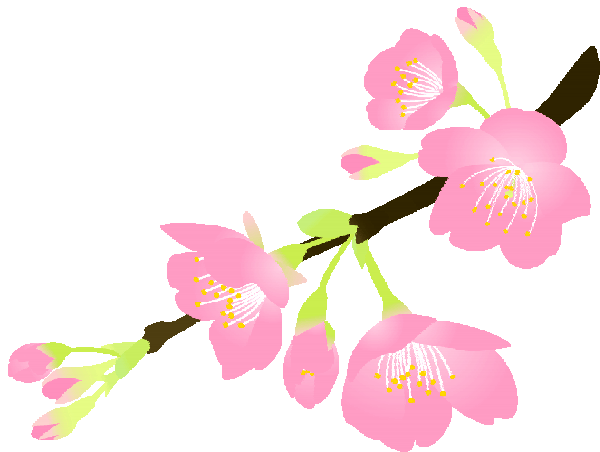
年金手帳は年金加入者の基本情報（氏名・生年月日・基礎年金番号など）が記されている重要書類です。大切に保管しましょう。

・年金手帳が2冊以上になってしまった ⇒ 場合によっては基礎年金番号重複取消届をする必要があります

それぞれの年金手帳に記載された基礎年金番号が異なる場合は年金加入記録がバラバラになってしまいますので、一つにまとめる必要があります。

・雇用保険被保険者証が2つ以上ある ⇒ 雇用保険被保険者台帳記録統一願をすることができます。

複数の雇用保険被保険者番号を有する場合は、そのうちの失業等給付を受給していない被保険者番号の記録が将来の雇用保険給付の受給に反映されない可能性があります。念のため確認しましょう。



H23.4.1



大月社会保険労務士事務所

<http://www2.ttcn.ne.jp/~sr-otsuki/>